

令和4年度

交野市国民健康保険の保健指導事業等及び  
交野市後期高齢者医療保険の保健指導事業等の  
業務委託事業者選定に関する公募型企画提案(プロポーザル)募集要領

### 1. 目的

これらの事業は、交野市国民健康保険加入者及び交野市後期高齢者医療保険加入者を対象に、生活習慣病予防や介護予防の向上及び健康意識の向上を図るとともに、健診結果やレセプトにより保健指導が必要な者に対し保健指導を実施する。

本事業の実施については、民間の専門的知識やノウハウなどを活用し優れた提案を得るため、公募型企画提案(プロポーザル)方法により受託事業者を決定する。

### 2. 業務の概要

(1) 事業名・業務内容(別添仕様書)・業者数・提案上限額・履行期間

業務内容等(仕様書において定める)	仕様書	業者	提案上限額
交野市国民健康保険の保健指導事業			
① 糖尿病性腎症重症化予防事業	仕様書 1	1 者	400 万円
② 早期介入保健指導事業	仕様書 2	1 者	300 万円
③ 健康教育事業	仕様書 3	1 者	250 万円
④ ICT 活用型特定保健指導事業	仕様書 4	1 者	積極的支援 36,000 円/1 件 動機付け支援 16,000 円/1 件
交野市国民健康保険の保健指導事業及び交野市後期高齢者医療保険の保健指導事業			
⑤ 重複多剤服薬予防事業	仕様書 5	⑤⑥併せ 1 者	400 万円
⑥ 重複服薬予防事業	仕様書 6		100 万円

※見積書を提出する際には、上記提案上限額を超えてはならない。

また、上記それぞれの事業の詳細及び金額がわかる内訳書を添付すること。

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

#### (3) 委託料の支払い

全て業務が終了後、その内容について市の点検を受けた後、請求する。

### 3. 参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 交野市入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (6) 貴社役員等が交野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 31 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 過去 5 年間の間に自治体等において特定保健指導または国保保健事業の受託実績があること。
- (8) 仕様書で定める委託業務について十分な遂行能力を有し、適正執行できる体制を有すること及び本市の指示に柔軟対応できること。
- (9) プライバシーマークまたは ISMS を取得している者。

### 4. スケジュール

1	募集要項等の公開 ※市民部医療保険課ホームページに掲載	令和 4 年 4 月 22 日(金) ～令和 4 年 5 月 11 日(水)
2	質問事項の締め切り ※質問は様式 9 を用い、メールで受付 回答はホームページに掲示し個別に行わない	令和 4 年 5 月 2 日(月) 午後 12 時必着
3	質問事項への回答	令和 4 年 5 月 6 日(金)
4	応募書類提出期限	令和 4 年 5 月 12 日(木) 午後 4 時必着
5	一次審査(書類選考) ※応募事業者が 1 社であっても審査は実施する	令和 4 年 5 月 23 日(月)
6	第一次審査結果通知 ※書類審査の可否とともに別途通知	令和 4 年 5 月 24 日(火)
7	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)・最終評価	令和 4 年 5 月 31 日(火)
8	選定結果通知発送	令和 4 年 6 月 1 日(水)
9	委託契約の締結	令和 4 年 6 月上旬締結

## 5. 応募手続き等

### (1) 企画提案書等の提出

	様式名	様式	提出部数
1	参加表明書	様式 1	1部
2	機密保持に関する覚書	様式 2	
3	業務実績調書	様式 3	8部 (正1部・写7部)
4	実施体制調書	様式 4	
5	企画提案書	様式 5	
6	貴社の創意工夫による強調点(アピール)	様式 6	
7	一次審査要約表	様式 7	
8	誓約書	様式 8	
9	会社概要	任意様式	
10	作業スケジュール	任意様式	
11	見積書及びび内訳書	任意様式	

※ページ番号を記載すること。(提出資料には通し番号を付けること)

### (2) 提出期限

**令和4年5月12日(木) 午後4時必着**

### (3) 提出方法

市民部医療保険課へ持参または郵送(簡易書留に限る・期限内に必着)

### (4) 企画提案の辞退

- ①書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式 10)を郵送または持参にて、  
令和4年5月20日(金) 午後4時まで提出すること。
- ②書類提出後の辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

## 6. 選定方法

受託事業者選考にあたっては、本市選定委員会において、書類選考及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

### (1) 審査方法

市職員で構成する選定委員会を設置し、事前に一次審査(書類審査)を行う。

提案書及び提案書に基づく二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を一次審査の結果とともない上位3者に対して行う。審査の総合評価点数を100点満点とし、評価点数の合計による総合評価点で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、一次審査の得点が高い事業者から順に候補者とし、次に次点者を選定する。

但し、合格基準は、各委員の評価合計点の6割を最低基準とし、最低基準に満たない場

合は選外とする。また、業者選定の結果、すべての業者が総合得点の 6 割に満たない場合は、再度公募を実施する。

なお、いずれの企画提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。また、評価経過等に関する問い合わせには応じることはできない。

【二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)について】

企画提案者は、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

1 開催日時:令和 4 年 5 月 31 日(火)

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

2 事業名①②③④について

発表時間:25 分(各提案者に付き 15 分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答 10 分とする。)

3 事業名⑤⑥について

発表時間:40 分(⑤⑥を併せて 25 分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答 15 分とする。)

4 機材等: 必要な機材は提案者が用意すること。

(2)評価項目及び評価基準

提出された企画提案書等について、予め定められた評価項目、配点に従って評価を実施する。評価方法は、価格点(見積書)、技術点(企画提案書、及びプレゼンテーションでの評価)等の合計により、総合的に提案内容を評価する。

<一次審査項目・配点表>

評価項目	評価の視点	配点
提案内容	自治体での実績があるか	10
	課題認識が十分であり、分析の視点は適切であるか	15
	提案内容に有効性があるか	15
業務実施体制	業務内容や業務量に見合った人員配置がなされているか	15
	具体的かつ現実的な業務工程が提案されているか	15
経費見積	適正な価格による見積額が算定されているか	10
安全性	事故やクレームへの対応体制は整えているか	10
	個人情報保護および安全管理に優れているか	10

<二次審査項目・配点表>

評価項目	評価の視点		配点
実施体制	質の高い指導を実施するための、人材育成体制が整っているか		10
利用促進 の工夫	効果的な利用勸 奨	パンフレット、電話勧奨等において対象者を指導の利用に つながる工夫がなされているか	10
	脱落防止対策	利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫がな されているか	10
支援方法	使用教材等	使用教材、ツール、アプリ等において、対象者の生活習慣 を変化させる工夫がなされているか	10
	指導方法	指導方法において、対象者の特性に合わせた指導がなさ れているか	10
		支援終了後の行動継続につながる工夫がなされているか	10
報告	市が活用しやすい形式で報告がなされているか		10
効果検証	得られた数値等から効果的な分析資料が提出できるか		10
	事業の効果検証及び課題明確化の手法は、適切で実現可能な内容か		10
提案の具 体性等	提案内容は具体で実現可能なものか		5
	費用の積算の内訳・金額は妥当か		5

(3)審査結果通知

評価結果は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した企画提案者に対し、選定委員会において優先交渉権者を決定後、参加申込書に記載された連絡先へ電子メール及び郵送で通知する。

7. 契約

- (1)優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ、令和4年6月9日(木)までに本市において詳細調査を行い本市と協議する。
- (2)協議が整った場合、提案上限額の範囲内で、本市と委託契約を締結することとする。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。
- (3)企画提案書に記載された事項は、本市が提示する各資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と提案者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (4)企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

## 8. その他留意事項

- (1)提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書等は返却しない。
- (3)提出された企画提案書等については、一部情報公開の対象となる場合がある。
- (4)次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
  - 5 「3. 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合。
  - 6 提出書類が提出期限後に到着した場合。
  - 7 必要な書類が揃っていない場合。
  - 8 提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - 9 見積書が見積限度額を超える場合。
  - 10 見積書と内訳書の金額が一致しない場合。
  - 11 談合その他不正行為があった場合。
- (5)本業務の受託事業者は業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。  
業務の一部(主要部分を除く)を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこととする。
- (6)参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務の手続におけるその後の手続に参加することができなくなる場合がある。
- (7)優先交渉権者通知後において、資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権が取り消される場合がある。
- (8)その他、不明な点は「9. 問合せ先・提出先」まで問い合わせること。

## 9. 問合せ先・提出先

交野市市民部医療保険課 保健事業係

〒576-8501 交野市私部1丁目1-1

TEL:072-892-0121

FAX:072-895-2102

E-Mail :hoken@city.katano.osaka.jp